

マージン率等の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

拠点名称	仙台オフィス
拠点の所在地	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-5 タカノボル第25ビル 11F 1102号室

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

平成29年3月末現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
9	14	23,055円	12,770円	44.6%

◆マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\frac{\text{労働者派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣料金の平均額}}$$

◆派遣料金の内訳は、以下の通りです。

派遣労働者の賃金		派遣労働者の賃金	55.4%	
マ ー ジ ン	法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの社会保険料の事業主負担分	9.0%	
	通勤交通費	派遣労働者の通勤交通費	4.1%	
	旅費交通費	派遣労働者の出張費用	3.8%	
	寮関連費用	派遣労働者の寮関連費用(寮費・修繕費・備品レンタル費・不動産手数料)	3.8%	
	有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金	0.8%	
	待機賃金	研修中の社員を含む非稼働社員の賃金	8.5%	
	事 業 運 営 費	営業費用	営業・管理スタッフの人件費及び活動費、事務所費用、通信費など	23.6%
		福利厚生費	健康診断費用、慶弔見舞金など	0.2%
		採用広告費	派遣労働者の募集・採用にかかる求人媒体費(求人誌・ネット媒体など)及び会場費など	2.1%
		教育研修費	雇入れ研修、若手育成研修、キャリアアップ研修などにかかる費用	1.7%
営業利益	労働者派遣料金から労働者の賃金、法定福利費、有給休暇費用、事業運営費を差し引いた利益	-13.0%		

2. 教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー研修
- ・Word/Excel/PowerPoint研修
- ・建築/土木/空衛施工管理研修
- ・情報セキュリティ研修
- ・ビジネス英語研修
- ・施工管理技士資格取得研修
- ・コンプライアンス研修
- ・機械/電気/ソフト設計研修
- ・各種CAD研修

3. キャリアコンサルティング窓口

本社 業務管理室 TEL:03-3537-8711

4. その他福利厚生など

産業機械健康保険組合の福利厚生施設、提携するリゾート施設運営会社・法人会員制クラブの利用、テーマパークの会員価格での利用、BENEFIT STATION、火災共済・自動車共済など団体扱い保険、カウンセリング・健康相談、法律相談、当社グループECサイト